

# 平成26年4月1日から消費税率が引き上げられます

## ☆主な改正内容

消費税法の一部が改正され、主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の用途の明確化  
国分の消費税収入は、毎年度、制度として確立された社会保障4経費に充てられます。
- 2 消費税率の引き上げ  
次のとおり2段階で引き上げられます。

適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
	5.0%	8.0%	10.0%

※経済状況を総合的に勘案し、消費税率引き上げの停止を含め所要の措置が行われます。

## ☆消費税の円滑かつ適正な転嫁などへの取り組み

政府として、消費税率の引き上げに当たり、事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう対策を講じており、転嫁・価格表示・便乗値上げなどに関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置します。

○消費税価格転嫁等総合相談センター

〔専用ダイヤル〕 ☎0570-200-123

【受付時間：平日午前9時～午後5時（3月・4月は土曜日も受け付けます。）】

〔ホームページ〕 <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

〔相談受付内容〕 ①転嫁に関する問い合わせ ②広告・宣伝に関する問い合わせ

③消費税総額表示に関する問い合わせ ④便乗値上げに関する問い合わせ

## ☆総額表示義務の特例

消費者向け価格表示は、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、適正な措置をしている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

・特例を適用する場合の価格表示例

●●●円（税抜き） ●●●円（税別） ●●●円（本体価格） ●●●円＋税

## 消費税率改正に伴う各種使用料などについて

本町では、4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、各種使用料などの消費税率を改正することとしました。

これにより、利用する方の負担が増えますが、ご理解をお願いします。

なお、主なものは、次のとおりです。

- ・集会施設および酪農センターなどの施設使用料
- ・町有バス使用料
- ・キャンプ場使用料
- ・育成牧場における使用料・手数料
- ・体育施設等使用料
- ・水道使用料、農業用水道使用料および下水道使用料、集落排水使用料
- ・町立病院における診療費以外の使用料・手数料

※詳細な内容は、各所管課にお問い合わせください。

# 忘れていませんか？ 確定申告

平成25年分所得税の確定申告の受け付けは3月17日(月)、消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告の受け付けは3月31日(月)までです。

期日間近になると、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】の「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。

作成した確定申告書は、郵送などで提出できます。

また、役場では、所得税の確定申告相談を先月から実施しております。期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、できるだけ次の地域指定日を利用してください。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口☎485-2111内線154）

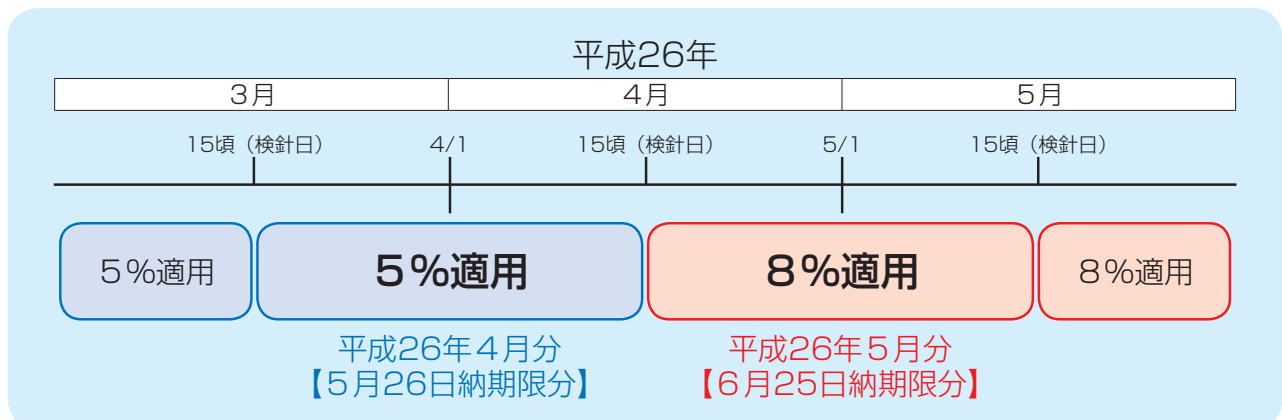
平成25年分 申告相談日程表

日程	受付時間	場所	対象地域	
3月	3日(月)	9:30~14:00	阿歴内公民館	第1・5・6・7・西和・市街・沼の上以外の阿歴内
	4日(火)	9:30~14:00	塘路住民センター	塘路全域
	5日(水)	10:00~11:00	駒ヶ丘荘	駒ヶ丘荘（予備日：悪天候であった地域）
	6日(木)	9:30~14:00	役場大会議室	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別
	7日(金)	9:30~14:00	役場大会議室	オソベツ
	10日(月)	9:30~14:00	役場大会議室	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生
	11日(火)	9:30~14:00	役場大会議室	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和
	12日(水)	9:30~15:00	役場大会議室	全地域
	13日(木)	9:30~15:00	役場大会議室	全地域
	14日(金)	9:30~15:00	役場大会議室	全地域
	17日(月)	9:30~15:00	役場大会議室	全地域

※悪天候により職員が会場に出向けない場合は、日を改めて対応します。上記へ問い合わせください。

## 上下水道使用料の消費税率の引き上げについて

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられますが、上下水道使用料は、4月1日前より供給を受けている場合、下記のとりの取り扱いとなります。



※上下水道使用料とは、上水道使用料・下水道使用料・農業用水道使用料・集落排水使用料・特定環境保全下水道使用料を総称しています。

■問い合わせ／役場水道課管理係（17番窓口☎485-2111内線262）